

## ◎死因究明等推進基本法

(令和元年六月一二日法律第三三号) (参)

### 一、提案理由 (令和元年五月三十一日・参議院本会議)

○石田昌宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、死因究明等推進基本法案について申し上げます。

死因究明等については、生命の尊重と個人の尊厳の保持、紛争の未然防止等に資するものであり、公衆衛生の向上等の観点からも、その推進が図られることが極めて重要であります。

しかし、我が国における死因究明の現状は、諸外国と比較しても十分な水準にあるとは言いがたい状況にあります。また、平成二十四年に制定された死因究明等の推進に関する法律は、失効から既に五年近くが経過しており、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための恒久法の制定が求められております。

これらの状況を踏まえ、本法律案を提出いたしました。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、総則的事項として、法律の目的、基本理念、国等の責務等について定めております。

第二に、死因究明等に関する基本的施策として、人材の育成、教育及び研究の拠点の整備、専門的な機関の全国的な整備等について定めております。

第三に、政府は死因究明等推進計画を定めなければならないこととともに、厚生労働省に死因究明等推進本部を置くこととしております。

なお、この法律は、令和二年四月一日から施行することとしております。

以上が、両法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、両法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告 (令和元年六月六日)

○富岡勉君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、死因究明等推進基本法案について申し上げます。

本案は、死因究明等の推進に関する基本理念や国等の責務を明らかにするとともに、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための死因究明等推進計画や、厚生労働省に設置する死因究明等推進本部について定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月四日本委員会に付託され、昨日、石田参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。